

点検設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

点検設備に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-6 規則に規定するばら積貨物船及び油タンカーの固定点検設備について詳細な技術要件を定める Technical Provisions (決議 MSC.158(78)) に対し, IACS では統一的な運用を図るため, IACS 統一解釈 SC191 を策定し, 継続的に見直しを行っている。

Technical Provisions に規定する区画への交通に使用するはしごについては, 踊り場で隣接する垂直はしごに対する具体的な要件を IACS 統一解釈 SC191(Rev.7)に定めしており, 本規定は既に本会規則に取り入れている。

IACS は, 区画への交通に使用する当該垂直はしごに対する要件を区画内の交通に使用する垂直はしごについても適用する旨規定する IACS 統一解釈 SC191(Rev.7, Corr.1)を 2016 年 6 月に採択した。

このため, IACS 統一解釈 SC191(Rev.7, Corr.1)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

区画への交通に使用する踊り場で隣接する垂直はしごに関する要件を, 区画内の交通に使用するはしごにも適用する旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 C 編 C35.2.4